

国民健康保険・国民年金に関するお知らせ

国民健康保険料の納入通知書を発送します

【発送日…7月14日(火)ごろ】

※届くまでに数日かかる見込みです。ご了承ください。
また、地方公共団体情報システム標準化に伴い、納入通知書の様式が変わります。

【減免相談に応じます】

◎失業による収入減少などが理由…第1期分からの減免は第1期納期限(7月31日(金))が申請期限です。
※納付相談や分割納付の手続きは収納課(市役所2階)で行ってください。

◎今冬の大雪による災害が理由…次の①～③に該当する人

①家族が死亡した人や体に障がいを負った人／②住宅などに被害があった人／③りんご樹・農作物などに被害があった人

※①～③それぞれ申請要件が異なります。詳細はお問い合わせください。

問 国保年金課国保保険料係(市役所1階、☎40-7045)

国民健康保険年次更新について

8月1日(土)からの新しい資格確認書(水色)と、70～74歳の人の資格情報のお知らせ(A4用紙)は、7月下旬に世帯主宛てに、対象者1人につき1通ずつ普通郵便で発送します。今年度より資格情報のお知らせは、70歳未満の人には送付しませんのでご注意ください。届いたら記載内容を確認し、誤りがある場合や不明な点はお問い合わせください。

問 国保年金課国保保険料係(☎40-7045)

限度額適用認定証の更新について

現在発行している限度額適用認定証の有効期間は7月31日(金)までです。マイナ保険証を利用している人は、限度額適用認定証の申請なしで、高額療養費における限度額を超える支払いが免除されます。ぜひマイナ保険証をご利用ください。

また、マイナ保険証を利用していない人で8月1日(土)以降も認定証が必要な場合は、7月13日(月)以降に国保年金課窓口または岩木総合支所・相馬総合支所の民生課窓口で申請をお願いします。

※令和7年度市民税非課税世帯の人で90日以上入院があった人は別途手続きが必要となりますので、お問い合わせください。

問 国保年金課国保給付係(市役所1階、☎40-7047)

国民年金保険料の免除・猶予

経済的な理由などで保険料の納付が困難な人には、申請することで免除・猶予される制度があります。

①免除・納付猶予申請…令和8年度分(7月～令和9年6月)の保険料について、全額免除、一部免除、納付猶予の申請を受け付けています。

※申請時点から2年1カ月前までさかのぼって申請できます。

②継続免除申請…令和7年7月～令和8年6月までの保険料が全額免除、または納付猶予に承認された人で、今年の7月分以降も同じ免除区分で継続申請した人は、改めて手続きを行う必要はありません(ただし、配偶者の状況に変更があった場合は届け出が必要)。

失業や天災などの理由で全額免除や納付猶予承認を受けた人、申請後に国民年金第1号被保険者の資格を喪失した人は、再度申請してください。

必要書類 基礎年金番号がマイナンバーを確認できる書類／本人確認ができる書類／失業した人は離職票や雇用保険受給資格者証など／代理申請の場合は委任状
※①②のいずれも個人住民税(市民税・県民税)の申告が必要です。

問 国保年金課国民年金係(市役所1階、☎40-7048)、岩木総合支所民生課(賀田1丁目、☎82-1628)、相馬総合支所民生課(五所字野沢、☎84-2113)、弘前年金事務所(外崎5丁目、☎27-1339)

国民年金の手続きを電子申請できます

マイナンバーカードを持っている人は、スマートフォンやパソコンで手続きができます。詳細は日本年金機構ホームページを確認してください。

申請可能な手続き 資格取得・種別変更、保険料免除・納付猶予申請、学生納付特例申請など

問 ねんきん加入者ダイヤル(☎0570-003-004)

私たちの介護保険制度

① 65歳からは介護保険料の納付を

市では、65歳になる月に介護保険被保険者証を、翌月に介護保険料納入通知書を送付します(誕生日が4月2日～7月1日の人には、7月に納入通知書を送付)。介護保険料は、はじめの半年から1年間は納付書で納め(普通徴収)、その後は年金からの天引き(特別徴収)になります。ただし、年金額が年額18万円以下の人は納付書で納めます(口座振替も可能)。

② 介護保険料の納入通知書を送付

本年度分の介護保険料の納入通知書を7月14日(火)に送付する予定です。

※7月1日時点の情報で通知します。ご了承ください。
また、地方公共団体情報システム標準化に伴い、納入通知書の様式が変わります。

③ 介護保険料の減免制度

希望する人は申請が必要です。詳しい条件などはお問い合わせください。

【恒常的な低収入による減免】

申請に必要なもの 申請者と同一世帯全員の本年分の収入がわかるもの／前年と本年の年金(老齢、退職、遺族、障害など)や恩給の振込通知書／預貯金通帳／家賃の支払いがある人は、前年中の支払い金額が分かる契約書や領収書など

【災害・失業などによる減免】

震災・風水害・火災などで被災した世帯、主に生計を維持している人が今年1月以降に会社の都合により

失業した場合、または事業や業務の休廃業により収入が著しく減少した場合などは、介護保険料の減免を受けられることがあります。

申請に必要なもの 被災、失業したことなどを証明できる書類(罹災証明書・雇用保険受給資格者証など)
～減免制度の共通事項～

申 7月14日(火)以降に、申請書などを介護福祉課へ持参または郵送で提出を。

※受け付けは平日のみ／申請日以降に納期限の日(特別徴収の人は、普通徴収の納期に換算)が到来する保険料が減免の対象となるので、早めに手続きを。

④ 介護保険負担割合証の更新

8月1日から更新される新しい負担割合証は、要支援・要介護認定を受けている人と総合事業の事業対象者に対して、7月下旬に発送する予定です。届いたら記載内容を確認してください。

介護保険・総合事業のサービスを利用する際は、被保険者証と一緒に負担割合証をサービス事業所に提示する必要があります。

現在お使いの負担割合証は、8月1日以降に介護福祉課または岩木総合支所・相馬総合支所の民生課窓口へ返還するか、裁断して破棄してください。

問 介護福祉課(市役所1階、〒036-8551、上白銀町1の1、①～③…介護保険料係 ☎40-7049 / ④…介護給付係 ☎40-7071、自立・包括支援係 ☎40-7072)

市職員採用資格試験のお知らせ

試験区分 社会人(民間企業等経験者)

第1次試験 9月4日(金)～23日(水)祝

所 全国のテストセンター

申 インターネット(弘前市電子申請・届出システム)からの申し込み(推奨)、人事課で配布または市ホームページに掲載している受験申込書・受験票に必要な事項を明記の上、郵送か窓口を持参で提出／8月26日(水)必着
※試験案内は市ホームページに掲載しています／受験申込書は返却しません。

問 人事課人事研修係(市役所2階、〒036-8551、上白銀町1の1、☎35-1119)



高岡の森弘前藩歴史館協議会の委員募集

高岡の森弘前藩歴史館の運営などについて市民の皆さんの意見を反映させるため、高岡の森弘前藩歴史館協議会委員を募集します。

応募資格 18歳以上の市民(市議会議員、市の職員(退職者を含む)および当市の他の附属機関の委員を除く)で、平日の日中に年1回程度開催する会議に出席できる人

募集人員 1人

任期 委嘱の日(12月上旬予定)から2年間

報酬など 会議1回の出席につき、市の規定に基づく報酬および交通費を支給

応募方法 次の①・②を明記した応募用紙(任意様式)を郵送、持参、ファクス、Eメールのいずれかで提出／7月15日(水)～8月7日(金)必着

①住所・氏名(ふりがな)・生年月日・性別・職業・電話番号・Eメールアドレス・主な職歴

②「高岡の森弘前藩歴史館の活用方法」をテーマにした小論文(応募動機を含む800字程度)

その他 参考様式は市ホームページに掲載しているほか、歴史館および博物館で配付しています／応募用紙は返却しません／書類選考で決定後、結果は応募者全員に通知します／委員に選任された人は委員名簿等に記載し、市ホームページ等で公表します。

問 高岡の森弘前藩歴史館(〒036-1344、高岡字獅子沢128の112、☎83-3110、F 26-5456、E takaoka.nomori@city.hirosaki.lg.jp、7月21日(火)は休み)

